



宮 崎 県 公 報

平成24年 4 月 2 日 (月曜日) 第 2375 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1		○指定代理納付者の指定について…………… 4
○保安林の指定予定の通知 (4 件) …… (“) 1		選挙管理委員会告示
○保安林の指定解除の予定の通知…………… (“) 2		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (“) 2		分の1の数…………… 4
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分
○道路の供用の開始 (2 件) …… (“) 3		の1の数…………… 4
○歳入の収納の事務の委託 (2 件) …… (建築住宅課) 3		○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解
公 告		散の届出…………… 4
○基本測量終了の通知…………… (管理課) 3		○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 5
病院局公営企業告示		○資金管理団体の指定取消の届出…………… 8
		○平成10年宮崎県選挙管理委員会告示第58号の一
		部訂正…………… 8
		○平成22年分の政治団体の収支報告書の要旨の公
		表…………… 8

告 示

宮崎県告示第 266号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字小八重甲2167-1、甲2169-3、甲2172
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字小八重甲2167-1・甲2169-3・甲2172 (以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 267号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大河平字柵野 849-15、849-19、字牧神1046、字有島4761-2、大字内堅字中棚2105-7、大字東川北字天神元 872-1、872-4、873-1、873-2、878-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字柵野 849-15・849-19・字牧神1046・字有島4761-2・字中棚2105-7・字天神元 872-1・872-4・873-1・873-2・878-2 (以上10筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 268号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字奥野 835-7、835-23、835-24
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 269号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区神門字古畑 1746
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 270号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字永野 748-2、750-5、754-1、字立平 762、765-3、766-5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字永野 748-2・750-5・754-1・字立平 762・765-3・766-5（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 271号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 都城市高城町有水字淵ノ元4472-5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 保健衛生施設用地とするため
 - （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 272号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第 283号）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和43年8月24日農林省告示第1329号、昭和46年10月20日農林省告示第1771号、昭和59年5月11日農林水産省告示第1032号、昭和59年7月21日農林水産省告示第1459号、昭和60年2月9日農林水産省告示第 242号、昭和62年9月25日農林水産省告示第1284号、平成2年6月13日農林水産省告示第 772号、平成3年4月8日農林水産省告示第 421号、平成3年6月12日農林水産省告示第 28号、平成4年12月28日農林水産省告示第1333号、平成8年6月11日農林水産省告示第 900号、平成8年6月26日農林水産省告示第1000号、平成8年6月26日農林水産省告示第 998号、平成8年6月26日農林水産省告示第 999号、平成8年11月6日農林水産省告示第1740号、平成8年11月7日農林水産省告示第1747号、平成9年1月9日農林水産省告示第46号、平成9年7月17日農林水産省告示第1180号、平成10年5月19日農林水産省告示第 808号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸農林振興局並びに高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

て縦覧に供する。)

宮崎県告示第 273号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 4 月 2 日から平成24年 4 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市東郷町八重原迫野内字沢潟13番2地先から同市同町八重原迫野内同字11番4地先まで	旧	22.2～32.8	59.5
				新	22.2～58.2	59.5

宮崎県告示第 274号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 4 月 2 日から平成24年 4 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	日向市東郷町八重原迫野内字沢潟13番2地先から同市同町八重原迫野内同字11番4地先まで	平成24年 4 月 2 日

宮崎県告示第 275号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 4 月 2 日から平成24年 4 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾線	西都市大字加勢字石坂3631番4から同市同大字字大番田1018番1まで	平成24年 4 月 2 日

宮崎県告示第 276号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県営住宅を明け渡した者が滞納している住宅使用料、駐車場使用料及び目的外使用許可使用料	ニッテレ債権回収株式会社	平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

宮崎県告示第 277号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県宮崎土木事務所、日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所及び高鍋土木事務所管内の県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料	社団法人宮崎県宅地建物取引業協会	平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2295号により公告した基本測量（基準点測量）が平成24年 3 月 5 日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成24年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成24年4月2日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3丁目33番5号
宮銀カード株式会社 宮崎市高千穂通2丁目5番32号
2 指定代理納付者による代理納付を認めた債権
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）第6条に規定する料金等
3 指定代理納付者による代理納付が行える期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40

- 1 設立届
○その他の政治団体

Table with 5 columns: 政治団体の名称, 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 届出年月日. Row 1: えびはら幹朗後援会, 中間一正, 海老原幹朗, 小林市須木下田 645番地, 平成24年1月6日

- 2 異動届
○政党

Table with 5 columns: 政治団体の名称, 異動事項, 異動後, 異動前, 届出年月日. Row 1: 自由民主党高千穂支部, 会計責任者, 佐藤節生, 谷川秀憲, 平成24年1月17日. Row 2: 自由民主党宮崎県看護連盟支部, 会計責任者, 松元勝子, 黒木和代, 平成24年1月23日

- その他の政治団体

Table with 5 columns: 政治団体の名称, 異動事項, 異動後, 異動前, 届出年月日. Row 1: 大久保義直後援会, 代表者, 大久保義直, 佐澤利乾, 平成24年1月4日. Row 2: 宮原義久後援会, 代表者, 宮原義久, 宮原維興, 平成24年1月10日. Row 3: 右松重博後援会, 代表者, 三輪一行, 右松重博, 平成24年1月19日. Row 4: 宮崎県獣医師政治連盟, 代表者, 足利忠敬, 江藤文夫, 平成24年1月27日. Row 5: 宮崎市商振連政治連盟, 主たる事務所の所在地, 宮崎市橋通東3丁目1番11号, 宮崎市橋通東1丁目8番11号, 平成24年1月30日. Row 6: 柳康美後援会, 会計責任者, 柳康美, 外園文吉, 平成24年1月31日

- 3 解散届

万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成24年3月17日現在次のとおりである。

平成24年4月2日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎浩康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,635人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 221,951人

宮崎県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成24年3月17日現在次のとおりである。

平成24年4月2日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎浩康

日向市選挙区 17,247人

宮崎県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条並びに第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月2日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎浩康

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大久保義直後援会	大久保 義 直	田 中 良 人	北諸県郡三股町大字樺山4131- 6	平成24年 1 月 4 日
えびはら幹朗後援会	桑 原 重 人	松 園 喜 和	小林市須木下田 645	平成24年 1 月 6 日
千力会	長 井 陸 雄	千 草 滋 子	東臼杵郡門川町本町 2 - 64	平成24年 1 月 6 日
下村豊後援会	下 村 豊	下 村 真利子	児湯郡新富町富田西2丁目65番地	平成24年 1 月10日
本仮屋勉後援会	上 岡 隆 章	本仮屋 美 幸	都城市鷹尾 5 丁目 6 - 10	平成24年 1 月10日
矢野せんいちろう後援会	夏 田 義 勝	一 宮 良 雄	延岡市北川町川内名5981- 2	平成24年 1 月10日
鮫島のりあき後援会	宇 都 一 郎	鮫 島 由美子	小林市細野 205番地	平成24年 1 月16日
民間の知恵と活力を生かす会	鮫 島 稔 明	鮫 島 由美子	小林市細野 205番地	平成24年 1 月16日
平原光則後援会	川 衛 正 一	平 原 一 子	日南市大字板敷7264番地 2	平成24年 1 月18日
右松重博後援会	三 輪 一 行	田 中 久 美	串間市大字西方3569- 7	平成24年 1 月19日
藺田勝義後援会	福 田 忠 義	小 浦 繁 弘	宮崎市高岡町浦之名 884番地 1	平成24年 1 月23日
またのみつお後援会	股 野 満 男	橋 口 岩 男	日向市美々津町 413番地	平成24年 1 月23日
DO会北川	矢 野 仁 祺	井 本 人 義	延岡市北川町川内名3122	平成24年 1 月25日
中別府かんじ後援会	須志原 治 雄	上 原 勝	小林市須木内山5325- 398	平成24年 1 月25日
矢野仁祺を囲む会	池 田 雅 好	井 本 人 義	延岡市北川町川内名3122	平成24年 1 月25日
高友会	大 村 清 水	大 村 春 見	北諸県郡三股町大字樺山3150	平成24年 1 月26日
池田あきお後援会	池 田 明 男	池 田 秀 子	西都市大字三納 12479- 1	平成24年 1 月30日
みやざき志民会議	峯 均	由 利 幸 子	宮崎市波島 1 丁目 4 - 15	平成24年 1 月31日
由利英治後援会	鈴 木 良 平	由 利 幸 子	宮崎市波島 1 丁目 4 - 15	平成24年 1 月31日

宮崎県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

（その他の政治団体）

政治団体の名称 大久保義直後援会

（平成23年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 えびはら幹朗後援会

（平成18年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

（平成19年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

（平成20年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

（平成21年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

（平成22年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)		(平成23年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円	イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成24年分)		政治団体の名称 鮫島のりあき後援会	
1 収入・支出の総額		(平成23年分)	
(1) 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	0円	(1) 収入総額	2,012,580円
イ 本年收入額	0円	ア 前年繰越額	12,568円
(2) 支出総額	0円	イ 本年收入額	2,000,012円
政治団体の名称 千力会		(2) 支出総額	1,808,294円
(平成23年分)		2 収入・支出の内訳	
1 収入・支出の総額		(1) 収入の内訳	
(1) 収入総額	0円	イ 寄附	2,000,000円
ア 前年繰越額	0円	(ア) 寄附 (内訳別掲)	2,000,000円
イ 本年收入額	0円	a 個人からの寄附	2,000,000円
(2) 支出総額	0円	カ その他の収入	12円
政治団体の名称 下村豊後援会		合 計	2,000,012円
(平成23年分)		[寄附の内訳]	
1 収入・支出の総額		ア 個人からの寄附	
(1) 収入総額	0円	鮫島 由美子 1,000,000円	宮崎県小林市
ア 前年繰越額	0円	鮫島 トシ子 1,000,000円	宮崎県小林市
イ 本年收入額	0円	小 計 2,000,000円	
(2) 支出総額	0円	(2) 支出の内訳	
政治団体の名称 本仮屋勉後援会		ア 経常経費	1,300,214円
(平成21年分)		(ア) 人件費	740,250円
1 収入・支出の総額		(イ) 光熱水費	25,299円
(1) 収入総額	0円	(ウ) 備品・消耗品費	136,411円
ア 前年繰越額	0円	(エ) 事務所費	398,254円
イ 本年收入額	0円	イ 政治活動費	508,080円
(2) 支出総額	0円	(ア) 組織活動費	23,505円
政治団体の名称 本仮屋勉後援会		(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	484,575円
(平成22年分)		b 宣伝事業費	484,575円
1 収入・支出の総額		合 計	1,808,294円
(1) 収入総額	0円	政治団体の名称 民間の知恵と活力を生かす会	
ア 前年繰越額	0円	(平成23年分)	
イ 本年收入額	0円	1 収入・支出の総額	
(2) 支出総額	0円	(1) 収入総額	47,179円
政治団体の名称 本仮屋勉後援会		ア 前年繰越額	47,179円
(平成22年分)		イ 本年收入額	0円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	0円	政治団体の名称 平原光則後援会	
ア 前年繰越額	0円	(平成23年分)	
イ 本年收入額	0円	1 収入・支出の総額	
(2) 支出総額	0円	(1) 収入総額	80,761円
政治団体の名称 矢野せんいちろう後援会		ア 前年繰越額	0円
(平成22年分)		イ 本年收入額	80,761円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	80,761円
(1) 収入総額	0円	2 収入・支出の内訳	
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年收入額	0円		
(2) 支出総額	0円		

(1) 収入の内訳				イ 本年収入額	0円
イ 寄附		80,761円		(2) 支出総額	0円
(ア) 寄附 (内訳別掲)		80,761円		政治団体の名称	中別府かんじ後援会
a 個人からの寄附		80,761円		(平成22年分)	
合 計		80,761円		1 収入・支出の総額	
[寄附の内訳]				(1) 収入総額	0円
ア 個人からの寄附				ア 前年繰越額	0円
平原 光則	80,761円		宮崎県日南市	イ 本年収入額	0円
小 計	80,761円			(2) 支出総額	0円
(2) 支出の内訳				(平成23年分)	
ア 経常経費		35,961円		1 収入・支出の総額	
(イ) 事務所費		35,961円		(1) 収入総額	0円
イ 政治活動費		44,800円		ア 前年繰越額	0円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費		42,300円		イ 本年収入額	0円
b 宣伝事業費		42,300円		(2) 支出総額	0円
(イ) 調査研究費		2,500円			
合 計		80,761円		政治団体の名称	矢野仁祺を囲む会
政治団体の名称	右松重博後援会			(平成22年分)	
(平成22年分)				1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額				(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額		0円		ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額		0円		イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額		0円		(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額		0円		(平成23年分)	
政治団体の名称	蘭田勝義後援会			1 収入・支出の総額	
(平成23年分)				(1) 収入総額	0円
1 収入・支出の総額				ア 前年繰越額	0円
(1) 収入総額		0円		イ 本年収入額	0円
ア 前年繰越額		0円		(2) 支出総額	0円
イ 本年収入額		0円			
(2) 支出総額		0円		政治団体の名称	高友会
政治団体の名称	またのみつお後援会			(平成23年分)	
(平成21年分)				1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額				(1) 収入総額	0円
(1) 収入総額		0円		ア 前年繰越額	0円
ア 前年繰越額		0円		イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額		0円		(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額		0円		政治団体の名称	池田あきお後援会
政治団体の名称	D O会北川			(平成23年分)	
(平成22年分)				1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額				(1) 収入総額	5,065円
(1) 収入総額		0円		ア 前年繰越額	5,065円
ア 前年繰越額		0円		イ 本年収入額	0円
イ 本年収入額		0円		(2) 支出総額	5,065円
(2) 支出総額		0円		2 収入・支出の内訳	
(平成23年分)				(2) 支出の内訳	
1 収入・支出の総額				ア 経常経費	5,065円
(1) 収入総額		0円		(ウ) 備品・消耗品費	5,065円
ア 前年繰越額		0円		合 計	5,065円

政治団体の名称 みやざき志民会議
(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

宮崎県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の指定取消の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

政治団体の名称 由利英治後援会

- (平成21年分)
- 1 収入・支出の総額
- 1 取消届
- その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
矢 野 仁 祺	延岡市議会議員	DO会北川	矢 野 仁 祺	延岡市北川町川内名3122	平成24年 1 月25日

宮崎県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 2 項の規定により提出された資金管理団体指定届について、同法第19条の 2 第 1 項の規定に基づき告示した平成10年宮崎県選挙管理委員会告示第58号の一部を次のとおり訂正する。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

- 1 指定届中

戸 数	正	町	長	戸正政経会	戸 数	正	佐土原町大字下田島 11941-5	平成10年 6 月 4 日
日 高 貞 次		町 議 会 議 員		日高貞次後援会	日 高 貞 次		宮崎市下北方塚原5787-7	平成10年 9 月16日

を

戸 数	正	町	長	戸正政経会	戸 数	正	佐土原町大字下田島 11941-5	平成10年 6 月 4 日
-----	---	---	---	-------	-----	---	-------------------	---------------

に改める。

宮崎県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成22年分の収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成24年 4 月 2 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(その他の政治団体)

政治団体の名称 えんどう威宣後援会新生会

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 大迫みどり後援会 (平成22年分)		(1) 収入総額	0円
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	0円
(1) 収入総額	0円	イ 本年収入額	0円
ア 前年繰越額	0円	(2) 支出総額	0円
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	0円		
政治団体の名称 三和会 (平成22年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	0円		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	0円		
政治団体の名称 すぎもと豊人後援会 (平成22年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	0円		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	0円		
政治団体の名称 町民主権の町政をめざす会 (平成22年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	215,648円		
ア 前年繰越額	0円		
イ 本年収入額	215,648円		
(2) 支出総額	215,648円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
イ 寄附	215,648円		
ア 寄附 (内訳別掲)	215,648円		
a 個人からの寄附	215,648円		
合 計	215,648円		
[寄附の内訳]			
ア 個人からの寄附			
神崎 千香子	215,648円	宮崎県門川町	
(2) 支出の内訳			
ア 経常経費	80,135円		
(ウ) 備品・消耗品費	67,068円		
(エ) 事務所費	13,067円		
イ 政治活動費	135,513円		
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	135,513円		
a 機関紙誌の発行事業費	43,892円		
b 宣伝事業費	91,621円		
合 計	215,648円		
政治団体の名称 日高和広後援会 (平成22年分)			
1 収入・支出の総額			

--	--